

掲示板

INFORMATION

お知らせ

9月から第1子以降の 保育料無償化をスタート

子育て世帯の経済負担の軽減を図るため、徳島県の補助制度を活用し、認可保育施設を利用する0～2歳児(第1子および第2子)の保育料の無償化を開始します。※第3子以降についてはすでに無償化済。

●本市に住民票のある世帯年収約640万円未満(本市の保育料階層がD7以下)の利用者

【対象施設】認可保育施設(保育所・認定こども園など)

無償化の対象となる世帯は、8月下旬に保育料変更決定通知書をお送りします。

詳しくはお問い合わせください。

●子ども保育課(☎621-5193 ☎621-5036)

給水スポットを設置しました

徳島市の安全安心な水道水を広く知ってもらうために環境に配慮したマイボトル対応の移動式給水スポットを設置しました。給水スポットは徳島市上下水道局1階に設置し、イベントなどでの使用時以外は上下水道局庁舎内で利用できます。ぜひお手持ちのマイボトルで冷たい水道水を体験してください。おおよそ25センチ程度の高さまでのマイボトルで利用できます。

●上下水道局経営企画課(☎623-1962 ☎623-1027)

マンホールカードを配布

トクシのデザインマンホール蓋が徳島市初のマンホールカードになりました。

【配布場所】▶阿波おどり会館▶上下水道局本庁舎

◆マンホールカードとは

市民の皆さんと下水道との身近な接点であるマンホール蓋を通じて、楽しみながら下水道への理解や関心を深めてほしいとの願いから誕生しました。

●上下水道局経営企画課(☎623-1962 ☎623-1027)

Jアラート全国一斉 情報伝達試験を実施

●8月20日(水)11:00～※予備日は9月10日(水)。

【情報伝達手段】▶同報無線設備▶NET119緊急通報システム▶徳島市防災ラジオ▶ケーブルテレビ徳島(122ch)▶国府町CATV(112ch)▶エフエムびざん▶災害情報案内サービス

実際の災害と間違えないようにご注意ください。

●消防局通信指令課(☎656-1190 ☎656-1202)

戦災死没者に関する 情報提供を

昭和20年7月の徳島大空襲などで亡くなられた人々に関する情報の提供を求めています。※遺族以外からの情報提供可。

提供いただいた情報は、徳島空襲死没者名簿の作成を行う徳島戦災遺族会に提供します。

●健康福祉政策課(☎621-5562)

☎655-6560)

デジタルサイネージの ご寄贈

ケーブルテレビ徳島(株)からデジタルサイネージを3台、徳島市にご寄贈いただきました。

市役所本庁舎などに設置し、防災対策の一環として広報や啓発のために活用します。

●防災対策課(☎621-5527)

☎625-2820)

ごみの出し方とリサイクル

ごみの減量と再資源化の推進のため、分別して排出された資源物のリサイクルを進めています。「家庭ごみ分別ガイド」を確認し、正しい分別で排出していただくよう、ご協力をお願いします。※家庭ごみ分別ガイドは市HPからご確認ください。また、市役所や各支所・コミセンで配布しています。

◆リサイクルの一例

▶プラマーク＝プランターなどの新しいプラスチック製品

▶アルミ缶、スチール缶＝各種アルミ製品、鉄鋼製品

●環境政策課(☎621-5202)

☎621-5210)

改正育児・介護休業法、 賃上げ支援助成金説明会

4月から段階的に施行されている改正育児・介護休業法のほか、賃上げ支援助成金などについての説明会。

●8月29日(金)13:30～15:30

●あわぎんホール●170人

詳しくは、徳島労働局HPをご確認ください。

確認ください。

●徳島労働局雇用環境・均等室(☎652-2718)

阿波女あきんど塾 30周年記念事業

徳島の経済活性化に取り組む女性経営者たちが集まる「阿波女あきんど塾」が結成30周年を迎えたことを記念し、シンポジウムおよび交流会を開催。

●10月20日(月)18:00～20:30(開場17:30)●場ザ・パシフィックハーバー(中洲町3)●100人

●9月10日(水)までに、市HPから申し込み

●阿波女あきんど塾事務局(☎621-5225 ☎621-5196)

学生による無料法律相談会

大阪大学の学生による無料法律相談会。相談は民事関係に限ります。

●9月13日(土)11:00～17:00

●あわぎんホール4階会議室

●上の二次元コードまたは、電話で申し込み

●大阪大学法律相談部(☎080-6159-3486)月～金10:00～17:00)

全国一斉 「こどもの人権相談」強化週間

徳島地方法務局では、こどもの人権相談を受け付けています。8月27日(水)～9月2日(水)は、相談時間を延長し各日8:30～19:00まで、土曜日・日曜日とも10:00～17:00まで受け付けます。

【相談方法】こどもの人権110番(☎0120-007-110)、または次の二次元コードからLINEじんけん

8月15日は戦没者を追悼し 平和を祈念する日です

今年で80回目の終戦の日を迎えました。戦争によって、徳島市でも旧市内の大半が焦土と化し、多くの人々が犠牲となりました。今日の水と緑に恵まれ、活気あふれる徳島市からは想像することができない程の痛ましい光景が繰り広げられました。

平和で豊かになった今、私たちは平和の尊さ、ありがたさを忘れがちです。今日の平和と繁栄が永遠に続くことを願い、戦争の悲惨さを次の世代に語り伝えていかなければなりません。

この戦争で犠牲となった人々のご冥福を心からお祈りいたします。

●総務課(☎621-5017 ☎654-2116)

定額減税補足給付金(不足額給付)

令和6年分所得税および定額減税後の実績額などが確定したのちに、定額減税並びに令和6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の金額に不足がある場合、追加で給付を行っています。

◆支給対象者

令和7年度個人住民税が徳島市で決定される人(令和7年1月1日時点で徳島市に住民票登録があるなど)で不足額給付Ⅰ、不足額給付Ⅱのいずれかに該当する人。※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える人は対象外。

◆不足額給付Ⅰ

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間に差額が生じた人。給付金の受け取りには、申請が必要な場合があります。

◆不足額給付Ⅱ

本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付(令和5年非課税給付等、令和6年非課税給付等)の世帯の世帯主・世帯にも該当しなかった人(青色事業専従者、事業専従者(白色)の人、合計所得金額48万円を超える人など)。給付金の受け取りには、申請が必要です。

詳しくは、市HPをご確認ください。

●徳島市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター(☎622-1711)月～金(祝日除く)9:00～17:00